

事業者の皆さまへのお願い

札幌市における感染拡大を抑え込むため、
集中的な対策の協力要請をしております。

ご協力いただいている皆さまへ感謝を申し上げますとともに、
引き続き対策へのご協力をお願いいたします。

○協力要請の概要

- 期間 11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間
- 区域 すすきの地区
(南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
- 対象施設と要請内容

接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行う料理店・食堂等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)



営業時間を短縮

酒類提供時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

- 協力支援金

申請要件や受付期間などを裏面に記載しております。

○協力要請・協力支援金のホームページ

- 札幌市公式ホームページ内
すすきの地区における営業時間短縮等の要請について
(https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/susukino_yosei.html)



○協力支援金の概要

申請要件などの概要は以下のとおりです。
詳細は申請書類をご確認ください。

- ・申請書類は11月19日(木)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所などで配布します。

《配布場所》

市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンター

- 支援金 1事業者あたり 20万円
- 受付期間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月28日(月)【消印有効】

■ 主な申請要件

- ▶すすきの地区で対象施設※を管理する法人または個人の事業者であること。
※対象施設：従来から夜22時以降に営業している「接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、酒類提供を行うカラオケ店、酒類提供を行う料理店・食堂等」
- ▶令和2年11月11日(水)から令和2年11月27日(金)までの全ての期間において、下記の感染症防止対策に取り組むこと。

【感染症防止対策】

- (1) 接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店
 - ①朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮すること。
 - ②新北海道スタイルに基づく対策を徹底していること。
- (2) 酒類提供を行うカラオケ店、酒類提供を行う料理店・食堂等
 - ①朝5時から夜22時までの間に酒類の提供時間を短縮すること。
 - ②新北海道スタイルに基づく対策を徹底していること。

■ 主な申請書類

- ▶申請書および誓約書
 - ・申請書などの所定の様式は、11月19日(木)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター又は西創成まちづくりセンターにて配布します。
- ▶業種・業態が確認できるもの（全店舗分）
 - ・宣伝チラシ、ホームページ又は広告の写し、外観（店舗名入り）や内景及び酒類を提供していることが分かる写真など
- ▶営業時間・酒類提供時間の短縮などが分かるもの（全店舗分）
 - ・休業、営業時間の短縮、酒類提供時間短縮等の変更が分かる書類
例) 店頭告知チラシと店舗が一緒に写った写真、ホームページ、DMの写しなど
- ▶新北海道スタイルに基づく対策を徹底していることが分かるもの（全店舗分）
 - ・新北海道スタイルに基づく感染拡大防止策への取組内容が確認できる書類等
例) 「新北海道スタイル安心宣言」や「北海道コロナ通知システム」を掲示した写真など

○お問い合わせ専用ダイヤル

開設時間 8：45～17：15（土曜・日曜・祝日を含む毎日）
電話番号 0570-200-105